



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 （労働委員会） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う所要の改正

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「休日の代休日」を「代休日及び時間外勤務代休時間」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。